

タイトル	日本中世徳政論再考のために - ものはもどらなくても時は動くかもしれない
著者	片岡, 耕平; KATAOKA, Kohei
引用	年報新人文学(18): 10-32
発行日	2021-12-25

# 日本中世徳政論再考のために

—ものはもどらなくても時は動くかもしれない

片岡 耕平

はじめに

日本中世社会を特徴づけるとされる言葉は、いくつかある。たとえば、「武士」・「宗教」・「自力救済」・「一揆」などである。「徳政」も、そのうちのひとつと言ってよい。

「日本中世は徳政の時代であった」と言う場合、その「徳政」は、一般に債権放棄・債務破棄を指す。現代でも通用するこの用語法<sup>①</sup>は、鎌倉時代末から室町時代に一般化したと考えられる。とりわけ室町時代には、民衆が債権放棄を求めて集団で金融業者を襲撃し（徳政一揆）、幕府がそれを追認（徳政発令）ないし否認（徳政禁制発令）するというやりとりが一時代を通して繰り返された<sup>②</sup>。また、

徳政の実施主体の役割は、やがて戦国大名、あるいはその領国内の各地域の有力者層にも担われるようになる<sup>③</sup>。徳政にまつわる活動が拡散し、重層的に実を結ぶ時期が、その後半部を占めているという意味で、まさに日本中世は徳政の時代であった。

これだけの存在感に加え、契約が突如無効になるといって、現代社会では考えられない現象の珍しさもあつて、徳政をめぐる議論は活発であった。その中で、解明すべき問題は、ある程度絞られてきたと言ふことができる。おおむね次の四点に集約することができるであろう。

- ① 古代の徳政と関連はあるのか。
- ② 債務破棄が、なぜ「徳」とされたのか。
- ③ 中世社会において、なぜ徳政は有名だったのか。
- ④ 実現要求が、室町時代にのみ闘争の形（徳政一揆）をとつたのはなぜなのか。

表題に明らかかなように、私の最終的な目的は、従来の議論が構築してきた枠組みを再考することにある。再考によつて、研究者各人の興味関心に即して個別に論じられてきた①～④が、実は一貫した問いであることを明らかにした上で、答えを導き出したいと考えている。本稿は、この目標に到るために欠かせない視点を一つ提起する試みである。

この話題に足を踏み入れる格好の入り口になりうる成果を、現在のところ我々は二つ持っている。笠松宏至『徳政令 中世の法と慣習』(岩波新書、一九八三年)と早島大祐『徳政令 なぜ借金は返されなければならぬのか』(講談社現代新書、二〇一八年)である<sup>(4)</sup>。三五年間の時を経て、くしくも同じ書名で出版された、これら二冊の新書の内容を比較するところから話を始めよう。実は、表面上はよく似ている両書は、根本とも言えるいくつかの点で立場を異にしている。そんな両書の比較は、この話題に向き合う際の方針を見極める有効な方法たりうるであろう。

先に示した③は、笠松書の出発点となった問いである。一三世紀末、鎌倉幕府は、過去に質入れないし売却した所領を御家人が無償で取り戻すことを認める永仁の徳政令を発した。その影響は、立法後一ヶ月を経ない内に史料上に表れている。これは、法の存在が広く認知されている状況など想定できない時代に、かなり異例の事態であった。問いは、この事実を捉えて発せられている。

笠松氏が準備した答えは、「徳政という名の芝居は、もうだいたいぶ前から幕があがっていい」というものであった。つまり、一ヶ月足らずの間に何かが起こったのではなく、幕府の立法は、すでに社会に定着していた慣習とでも呼ぶべきものに則っていただけのことだというわけである。そう主張する根拠として着目したのが、民俗学者折口信夫氏の次の文章<sup>(5)</sup>であった。長くなるが、後の論旨に関わるので、笠松氏が引用した部分をそのまま示しておく。

それから日本の国では、年の考えが、まちまちであった。それは、暦が幾度も変わったためである。天皇は、日置暦というものを持っていられたが、後に、それがたびたび変化している。その昔の暦を考えて見ると、天皇が高処に登られて、祝詞を唱えられると、春になる。初春に、祝詞が下される、と言うのと反対であつて、天皇が祝詞をお下しになると、春になる、と考えていた。

商返しろすと　みのりあらばこそ　わが下衣　かへしたばらめ（万葉集卷一六）

商返を、天皇がお認めになる、と言う祝詞が下つたら、私の下衣を返して貰いませうが、お生憎さま。商返の祝詞がございませんから、返して頂くわけにはゆきません、と言うのである。

商返しは、日本の歴史の上では、長い間隠れていた。歴史の上に見えないと言う理由で、事実が無かつたと思うのは、早計に過ぎる。室町時代以後になつて、徳政と言う不思議なことが、突然記録に現れてきたが、これは今まで、記録にも歴史にも現れずに、長い間、民間に行われていたのが、時代の変化に伴うて、民衆の力が強くなつてきたので、歴史の表面に出たのである。

商返しというのは、社会経済状態を整えるため、或いは一種の商業政策の上から、消極的な商行為であつて、売買した品物を、ある期間内ならば、各元の持主の方へとり戻し、また契約をとり消すことを得しめた。一種の徳政と見るべきもので、これがちょうど、夫婦約束の変更、とりかわした記念品のとり戻しなどに似ているので、一種の皮肉な心持ちを寓して、用いたのである。

こうした習慣の元をなしたのは、天皇は一年限りの暦を持つておられ、一年毎に総てのものが、元に

戻り、復活すると言う信仰である。この信仰は続いてきたが、事実を見ると、人間は生きていて変わらない。そこに信仰と現実との矛盾を感じてきた。それでも地方では、売買貸借で苦しめられて、やりきれないので、十年目とか、二十年目とかに一度、と言う風に、近年までやってきた。

室町時代の徳政は、「商返し」なる慣習が表面化したものという指摘（傍線部）が、笠松氏に気づきを与えたのである。それを踏まえて、氏は「あるべきところへもどす（復古）政治こそが、徳政の本質」であると定義する。

その「あるべきところへもど」される対象として想定されていたのは、もっぱら物体や物権であった。日本中世社会に生きた人々は、「固有名詞ぬき」のもの「の界」なるものを意識しており、人間の「もの」・神仏の「もの」・僧の「もの」は明確に区別されるべきと考えていたという。売買や質入れは、「もの」を本来の「界」から別のそれへと移動させる行為であり、その積み重ねによって蓄積した越境を、原状に戻すのが徳政であったとする。後続の研究者たちは、「もののもどり」説と表現することが多い。

一方の早島書の主眼は、徳政要求の舞台になった京都とその近郊地域の状況、あるいはそれに対応した室町幕府の機構のあり方に、問い④の答えを見出すことにある。実は、この問いに対して、闘争が徳政実現という目的達成のために、必ずしも必要だったわけではないという答え方も提起されている<sup>(6)</sup>。武装と襲撃は、あくまでも慢性的に飢饉が起こっていた京都周辺で生き抜く術だったという理解である。闘争と徳政要求の結びつきを前提とする④の問い方は、初っ端から間違っているということになる。が、早島氏は、飢饉に重きを置くことに消極的である。民衆が集団で徳政要求に奔走する必要が生じた、室

町時代なりの事情があつたと考える。たとえば、地域の有徳層の没落に伴う互助的な融資の崩壊などがそれである。

そのこともあつて、氏の徳政の定義は、かなり抑えが効いている。室町時代の徳政は、古代に行われていたそれはもちろん、鎌倉幕府が実施したそれとも違う。加えて、室町時代を通じて徳政に対する認識は変容したため、近世の村落に慣習として残存した徳政と同一視すべきではない。徹底して、室町時代を前後の時代と切り離すわけである。

この点が、先に述べた両書が立場を異にする「根本とも言えるいくつかの点」の一つである。すなわち、広く一般に見られた慣習を下敷きにする笠松書では、それがいつ徳政という形をとるようになり、その背景に何があつたのかは追求されていない。唯一、「公武徳政から私徳政や在地徳政が生れたのではなくて、逆に私徳政・在地徳政の海の中に、公武徳政の島が浮かんでいる」という印象的な一節<sup>(6)</sup>が、笠松氏なりの始原の説明に当たるであろう。

加えて、もう一つ重大な違いを挙げるとすれば、それは早島書が「もののもどり」を徳政の本質と捉える立場には立たない点である。実際、徳政にまつわる先行研究の整理と批判をするに際して、早島氏は「もののもどるのか」という疑問を表題に掲げている<sup>(7)</sup>。この事実が、そう問われた答えとして条件反射で出てくるであろう「もののもどらない」が、氏が研究史整理を試みた時点で一定の説得力を持っていたこと、そして氏もそれを踏襲しようとしていたことを示唆している。

この二点は、単なる両書の差異と言うよりは、笠松書の登場から早島書のそれまでの三五年間に起こった学界全体の評価の変化を投影した違いと言うべきである。両書を選び、その比較から話を始めたのは、

そう判断しているからに他ならない。ところで、この三五年間の変化のきつかけを作ったのは、笠松説を發展させた勝俣鎮夫氏の徳政論<sup>9)</sup>であった。中世全般にわたって、土地売買が完全な所有権の移動を意味するという意識が希薄であったというのが、氏の基本的な想定である。「永代」の名目でそれが行われた場合でも、土地はやがては売り手のもとに戻って然るべきと認識されていたという。元の持ち主の手を離れ、買い手に所有されている状態は、土地にとって「仮りの姿」であり、徳政はそれを本来の姿に戻す「復古」の行いという位置づけになる。

勝俣説では、「もののもどり」の「もの」が土地に代表される。これは、元の持ち主のもとに戻ろうとする力の源泉を、土地とそれを開発した人間との分かちがたい結びつきに求めることに由来する特徴である。「もののもどり」たる徳政は、土地のみが備える属性ゆえに起こると考えているわけである。氏によれば、このような土地にまつわる意識は「未開民族」の社会にも見出すことができるという。人類社会という次元で共有されていた観念が、日本中世社会においては徳政という現象として表出したということになる。

後進の研究者によって検証の俎上に載せられたのは、なかでも中世における売買契約が、現代の我々が思い描くそれとは違っていたという大本の想定であった。菅野文夫氏は、遅くとも一二世紀には、永代売買という観念が成立していたことを論証し、この想定を否定する<sup>10)</sup>。但し、中世における土地の売買契約は、土地そのものではなく、そこに設定されている得分権の移動の約定にすぎなかったため、たとえば、土地の一時使用権や土地からの収穫を担保とする質契約と実質は変わらなかったという。その曖昧さゆえに、「もののもどり」が発効する余地があったと見ている。勝俣説とは反対に、「もの」が土



地そのものではなかったからこそ、「もののもどり」は可能だったというわけである。

売買契約と質契約の併存を確認する点で、井原今朝男氏は菅野氏と立場を同じくする。その上で、後者の比重の大きさを強調し、むしろこちらの契約形態にこそ現代の我々が思い描くのと異なる特徴があったと考えている<sup>(11)</sup>。中世の質契約には、どれだけ返済に時間を要しても利子が一定額以上は増えないという原則に加えて、債務者の同意なくして質流れが起こらないという原則が常に付きまといつたという。現代と比べて債務者の権利が圧倒的に強く、契約する時点で、すでに担保の還流は前提になっていたということになる。この発見に即して、質契約の解消という視角から鎌倉時代に実施された徳政を捉え直す独自の徳政論<sup>(12)</sup>を展開している。

このように一連の流れを辿ってみると、徳政という現象を引き起こす要因をめぐる見解が変化してきていることに気づく。それは、契約の対象となる「もの」の性質ではなく、契約という行為の性質に求められるようになった。現象を列島社会・人類社会に共通する観念・慣行から説き起こすのではなく、日本中世の社会経済活動の特質の反映と捉えるようになった、と言いつ換えることもできる。「もののもどり」説に立脚せず、室町時代に集中する早島書が、この流れの先にあるのは誰の目にも明らかであろう。かくして「もののもどり」ということになり、それはもはや動くまい。一方で、この現象を「日本中世」という枠組みの中でのみ把握する立場は、何らかの検証によってその妥当性が証明されたわけではない。たとえば、笠松書が依拠した折口氏の見通しは荒唐無稽と切り捨てられるべきものなのだろうか。あるいは、執権北条泰時が、飢饉に苦しむ民を救済する徳政として債務の破棄を企て、券文の焼却によってそれを表明したという逸話から、同じく文書を焼くという行為が見られた古代中国・古代

ヨーロッパに視野を広げて現象を理解しようとした入間田宣夫氏の試み<sup>(13)</sup>はどうかであろう。

もちろん、この規模の話を、ここでただちに引き受けることはできない。ただ、「日本中世」という枠組みに重きを置く傾向が強まる中でも、前代との連なりに言及する研究が生まれている事実<sup>(14)</sup>には注意してよいと思う。枠組みを超えた広がりへの意識の存在は認めることができる。冒頭で、説明すべき問題に①を挙げたのは、このような状況認識に基づく。実際、天変地異・怪異の発生や為政者の代替わりをきっかけとする点で、古代の徳政と中世のそれがある程度共通しているように見えることは、おそらく誰にも否定できないはずである。

どうやら、それは早島氏も同じだったらしい。早島書は、近世の到来とともに徳政の時代が終焉を迎えた要因を三つ指摘して締めくくられる。天変地異・時間認識の変化、そして自然観の変化の三つである。このうちの自然観の変化が、まさに天変地異・怪異への対応の変化のことであった。人間の行いが、それらを真に解消する手段たりえないことに気づき、人々は徳政にすがるのであるのだという。

しかし、この締めくくり方は、室町時代に起こった徳政にまつわる現象の背景を、当時の政治や社会経済活動の状況に求めることにこだわった全体の基調に明らかにそぐわない。天変地異・怪異への対応として実施されるのは、古代の徳政の特徴だからである。最後の最後になって、急に古代とのつながりを示唆されることに困惑せざるをえない。このちぐはぐさが、「日本中世」という枠組みへの固執の限界を示しているのだとすれば、我々は「ものものどり」のように時代の壁を超える説明の仕方を、もう一度模索してみるべきであろう。

## 時間認識という視点

その新たな説明にたどり着く糸口を、他ならぬ早鳥書に見出すことができるかもしれない。締めくくりに登場した変化の要因三つのうちの一つ、時間認識がそれである。早鳥氏は、自らの議論にどう取り入れるべきか成案はないとしつつも、考慮すべき見解として勝俣氏の見通し<sup>(15)</sup>を紹介している。

見通しは、正長元（一四二八）年の土一揆蜂起の際、周辺地域一帯の債務破棄が成ったことを宣言するために刻まれたとされる、いわゆる柳生の徳政碑文の文言から導き出された。「正長元年ヨリサキ者カンへ四カウニオキメアルヘカラス」とある中の「サキ」が、正長元年より後ではなく、正長元年より前の意であることに着目し、古代・中世の人々の目線の、文字どおり先（サキ）には過去があったと指摘する。つまり、未来を背に過去を見つめる姿勢が、彼らの時間に対する認識の基礎になっていたというわけである。同じことは、古代ギリシャなどを例にとっても言えるという。このような認識の存在を前提にすれば、時間の経過とともに乱れた秩序を、過去に存在したあるべき姿に戻す営為として徳政を捉えることが可能なのではないかと述べる。

勝俣氏を、土地と人間の結びつきという視点を導入して、笠松氏の「もののもどり」説を先に進めた研究者としてすでに紹介した。この位置づけからすると、時のもどり説とでも言うべき右の説明は、あるいは不可解に感じられるかもしれない。「もののもどり」説が批判にさらされた結果出てきた新たな説明という可能性も考えられようが、おそらく、それは正しい見方ではない。改めて論述を見直してみると、土地のもどりを主張していた時点で、たとえば徳政とは「復古」のことであるなどと、時間との関

わりを感じさせる物言いをしているからである。

同様の表現は、勝俣説の下敷きになっていいる笠松書にも見ることができ。加えて、笠松氏は、遷代の永代化の否定を徳政の機能の一つとも定義している。本来は有期の保持が認められていたにすぎない遷代の権利・権益を、世代をまたいで徐々に特定氏族・特定法脈などが無期限に占有するようになる状況の是正が、徳政に期待されていたという意味である。そこから、本来の「ものの界」とは異なる「界」で定着しかかっている「もの」を原状に戻すという話になるわけだが、別の展開もありえたであろう。遷代の永代化の否定は、不当な占有が横行する時間の永続性の否定と言い換えることもできる。

この観点から言えば、そもそも折口氏の論説に依拠して「ものもどり」を主張することの妥当性も問われるべきであろう。先に引用した折口氏の文章の全体を、改めて見直してほしい。狙いが天皇による時間支配の影響を論じることにあつたのは、容易に理解できるはずである<sup>(16)</sup>。意図してのことか否かは知るよしもないが、笠松説は、この文章の核心を完全に外して成り立っている。

話が、折口氏の文章まで戻ってきた。「ものもどり」説の出発点の段階から、時間という視点は思いのほか近くにあり続けていたことが分かる。一貫して焦点が合わないままに付きまといつてきたこの視点に、一度焦点を合わせてみてはどうであろう。本稿が提起する視点とは、これである。折口氏の構想を素直に受け止め、勝俣氏の見通しに即して、時間認識の特質から徳政を読み解くという方法には可能性があると考える。

次に掲げるのは、一四世紀前半に作成された手継証文三通の中の一通である<sup>(17)</sup>。

売渡永作手私領田券文事

(対象地の面積・所在を略す。)

右件田地元者、膳盛包先祖相伝私領田也、雖<sub>レ</sub>然依<sub>レ</sub>有<sub>二</sub>直要用<sub>一</sub>、西宮比丘尼蓮阿弥陀仏<sub>二</sub>

本券文一通相副、限<sub>二</sub>永代<sub>一</sub>所<sub>レ</sub>奉<sub>二</sub>売渡<sub>一</sub>実也、更他人妨<sub>レ</sub>不<sub>レ</sub>可<sub>レ</sub>有者也、若子細出来候ハ、

本直物可<sub>二</sub>進返<sub>一</sub>候、縦雖<sub>レ</sub>為<sub>二</sub>公家武家之御徳政<sub>一</sub>、於<sub>二</sub>彼田地<sub>一</sub>者、以<sub>二</sub>別儀<sub>一</sub>不<sub>レ</sub>可<sub>二</sub>一切子

細申<sub>一</sub>、仍向後為<sub>二</sub>亀鏡<sub>一</sub>、新立<sub>二</sub>券文<sub>一</sub>之状如<sub>レ</sub>件、

正中参年三月 日 膳盛包(花押)

対象地に設定された権利の売却を約した上で、この契約が徳政の適用対象外であることを宣言し、買手の権利を保証しようとしている。当時の、ごく一般的な売買契約の証文と言える。それゆえにこそ、視点の有効性を示す好例になりうるであろう。

注意したいのは、このような場合の慣用句と言ってよい「永代を限り」(波線部)が、契約の継続期間を表わす時間表現だという点である。厳密には、期限の不在・期間の永続を表現している。この点を踏まえて、徳政の適用対象除外を告げる棒線部を読む時、契約当事者たちにとって、朝廷・幕府が発する徳政令が、どのような意味を持っていたのかが見えてくる。彼らが、この特約を必要としたのは、徳政が期間の永続を断ち切り、契約時点以降の事実を無にする可能性を持つという認識を共有していたからに他ならない。

では、古代の徳政は、中世のそのように時間の流れに干渉していたであろうか。宝亀九(七七八)

年三月、時の光仁天皇は、皇太子の「病を救う方は実に徳政に由り、命を延べる術は慈令に如くは莫し」との判断で大赦の実施を宣言した<sup>(18)</sup>。どうやら、大赦は徳政の一種と認識されていたようである。

その大赦は、遷都<sup>(19)</sup>・天皇の即位<sup>(20)</sup>、そして改元<sup>(21)</sup>の際にも実施されていた。それまでの時間の流れが断絶し、新たな流れが始まる時機という共通点があるのは明らかであろう。皇太子の病の最中は、天変地異・怪異発生の最中も同じであろうが、そうなって欲しいと思わせる時機と捉えることができる。実際、天平宝字から天平神護への改元時に大赦を行った称徳天皇は、「元悪已に除きて、同じく還善に帰せしめ、旧穢を洗滌して、物と与に更に新にせむとす」とその動機を説いていた<sup>(22)</sup>。罪人の釈放に、蓄積した「旧穢を洗滌」し、全てを「新に」するという意味を持たせていたわけである。大赦とともに徳政の意味で実施されることがあった、たとえば、困窮者・病者などの救済や減免税にしても、時とともに崩れた社会の平衡を取り戻し、一から再出発するための施策と位置づけることはできる。

根幹にあるのは、人間を取り巻く環境が、常に劣化し続けているという考え方なのであろう。現在は常に最低であり、理想は過去にある。時とともに積み重なる「旧穢」を一掃する徳政は、理想の過去を呼び戻す。まさに「復古」であった。それをするに相応しい時機に、それが実現したと実感されうる政策を実行するのが、古代の徳政だったのである。

ところで、徳政を話題にする時、避けて通ることができないのが、新制と呼ばれた法令の存在である。平安時代から室町時代前期にかけて、朝廷ならびに幕府から、おおむね禁制として度々発せられたと指摘されている<sup>(23)</sup>。避けて通れないと言うのは、この法令と徳政の関連が確定しているからではない。その発令に徳政の意味があったのか否かが重要な論点であり続けている<sup>(24)</sup>という意味で、である。

見方が分かれる理由は二つある。一つは、内容の散漫さである。発令のたびに、莊園整理・過差禁制・殺生禁断など、脈略のない多彩な、しかも一見徳政との関連もなさそうな項目が盛り込まれているのが一般的である。したがって、関連を認める立場に立つ場合でも、項目を絞るあるいは時期を絞るといった限定がつくことが多い<sup>(25)</sup>。

もう一つの理由は、徳政との関連を認定する条件が、発令前に天変地異・怪異の発生が確認できることに固定されていることである。天人相関説に基づき、徳政は天変地異・怪異への対応として実施されるものという強固な前提が存在する。もちろん、この条件に当てはまる発令がある一方で、そうではないものもある。必然的に、評価は割れる。

しかし、すでに述べたように、古代において徳政と認知されていた大赦は、天変地異・怪異の発生時にのみ行われていたわけではない。それが遷都・即位・改元の際にも実施されていた点を考慮すれば、天変地異・怪異の発生に対応していないから徳政ではないなどと、単純には言えないはずである。

結論を言えば、新制は徳政の意味で発せられていたというのが私見である。項目や時期を限る必要もなく、そう言えると考ええる。実は、このような場合に真に注目すべき新制の特徴は、すでに先学によって指摘されている。「新制の条文の中には一見その時代の社会事情に相応じたと見えるものもあるが、細に之を見れば古い格や式の規定を時代的变化を顧慮することなく適用しようとしたことが多く、そこに尚古主義の態度を見ることができるといふ水戸部正男氏の指摘<sup>(26)</sup>」が、それである。新制と呼ばれた禁制の趣旨は、多くの場合、ただ何かを禁止することにはなく、過去の規範からの逸脱を禁じることにあったというわけである。「古い格や式の規定」が制定された時点を、秩序の始点として絶対化し、

そこへの回帰を強いることになる。

一 可<sub>レ</sub>令<sub>下</sub>同<sub>下</sub>知諸国司<sub>一</sub>停止同社寺院宮諸家庄園本免外、加納余田并庄民濫行<sub>上</sub>事

仰、件庄園等、或載<sub>二</sub>官省符<sub>一</sub>、或為<sub>二</sub>勅免地<sub>一</sub>、四至坪付、券契分明、而世及<sub>二</sub>澆季<sub>一</sub>、人好<sub>二</sub>

貪婪<sub>一</sub>、号<sub>二</sub>加納<sub>一</sub>、称<sub>二</sub>出作<sub>一</sub>、本免之外、押<sub>二</sub>領公田<sub>一</sub>、暗減<sub>二</sub>率法<sub>一</sub>、对<sub>二</sub>捍官物<sub>一</sub>、蚕食之

漸、狼戾之基也、兼亦、以<sub>二</sub>在庁官人<sub>一</sub>、郡司、百姓、補<sub>二</sub>庄官<sub>一</sub>、定<sub>二</sub>寄人<sub>一</sub>、恣募<sub>二</sub>名田<sub>一</sub>、

遁<sub>二</sub>避課役<sub>一</sub>、郡県之滅亡、乃真之擁怠、職而由<sub>レ</sub>此、庄園相共、注<sub>二</sub>出加納<sub>一</sub>、停<sub>二</sub>止濫行<sub>一</sub>、

令<sub>レ</sub>從<sub>二</sub>国務<sub>一</sub>、若庄家寄<sub>二</sub>事於左右<sub>一</sub>、不<sub>レ</sub>弁<sub>二</sub>決理非<sub>一</sub>者、国司勒状、早<sub>レ</sub>経言<sub>上</sub>、隨<sub>二</sub>其状

跡<sub>一</sub>、且停<sub>二</sub>廢庄号<sub>一</sub>、且召<sub>二</sub>取庄司<sub>一</sub>、下<sub>二</sub>檢非違使<sub>一</sub>、宜<sub>レ</sub>令<sub>二</sub>糺彈<sub>一</sub>、但、帶<sub>二</sub>宣旨并白川

鳥羽兩院庁下文<sub>一</sub>者、領家進<sub>二</sub>件証文<sub>一</sub>、宜<sub>レ</sub>待<sub>二</sub>天裁<sub>一</sub>、

右は、一般に保元新制と呼ばれる、後白河天皇宣旨中の一条<sup>(27)</sup>である。太政官・民部省の符ないし勅旨によつて、その面積などが確定しているはずの莊園が(棒線部)、不法に拡張されている状況(波線部)の是正を命じている。官省符や勅旨によつて莊園のあり様が定められて以降、それを逸脱する事実が積み重なつたものの、その蓄積は新制によつて一掃され、莊園は当初の姿に引き戻されることになつたと言える。

同じ保元新制には、少々位置づけが異なる条文も含まれている。



一 可<sub>レ</sub>令<sub>下</sub>知諸国司、且從<sub>二</sub>停止<sub>一</sub>、且録<sub>レ</sub>状、言<sub>上</sub>神社仏寺院宮諸家新立庄園<sub>上</sub>事  
仰、九州之地者、一人之有也、王命之外、何施<sub>レ</sub>私威、而如<sub>レ</sub>聞、近年或語<sub>二</sub>取国判<sub>一</sub>、或称<sub>レ</sub>  
伝<sub>二</sub>公験<sub>一</sub>、不<sub>レ</sub>經<sub>二</sub>官奏<sub>一</sub>、恣立<sub>二</sub>庄園<sub>一</sub>、論<sub>二</sub>之朝章<sub>一</sub>、理不<sub>レ</sub>可<sub>レ</sub>然、久寿二年七月廿四日以  
後、不<sub>レ</sub>帶<sub>二</sub>宣旨<sub>一</sub>、若立<sub>二</sub>庄園<sub>一</sub>、且從<sub>二</sub>停廢<sub>一</sub>、且令<sub>二</sub>注進<sub>一</sub>、国宰容隱、不<sub>二</sub>上奏<sub>一</sub>者、  
即解<sub>二</sub>見任<sub>一</sub>、科<sub>二</sub>違勅罪<sub>一</sub>、至<sub>二</sub>于子孫<sub>一</sub>、永不<sub>二</sub>叙用<sub>一</sub>、

続々と生まれる荘園の中で廢止・整理する対象を、前年の久寿二（一一五五）年七月二四日以降に発給された宣旨を所持しないものと定めている。この日は、後白河天皇が即位した日に当たり、この新制が発せられた理由は、まさにその天皇の代替わりにあった<sup>(28)</sup>。このような事情によるのであろう、全く新たな始点を創出しようとする姿勢が、先の条文との違いとして指摘できる。とはいえ、過去の蓄積を白紙に戻し、新たな一步を踏み出そうという志向は共通している。

このように、時間認識という視点は、中世の徳政を古代のそれとの連続で捉えることを可能にする。それは一貫して、時間の流れに干渉し、それまでの事実の蓄積が無に帰す時点、基本的には過去、に状況を引き戻す手段であり続けていた。時間がこのように動きうるという認識が、一見それに似つかわしくない「徳」の名の下に強制される債権放棄・債務破棄を受容する下地になっていたのである。

## 時間論への接続、そしておわりに

時間は、計量把握できる概念であり、過去から現在を経て未来へと一方方向に流れている、あるいは季節の移ろいから感じられるように円環を描いている。おそらく、これが現代社会に通用する最も一般的な認識であろう。この認識に照らせば、ここまで述べてきた徳政が促す時間の動きは、全く理解不能と言わざるをえない。しかし、現代の認識の普遍性は、疑うことができそうである。

エドモンド・リーチ氏は、いくつかの未開社会における時間は、一方方向に進む一定期間の連続でもなければ、同じ円環を描き続けるそれでもなかったと指摘する<sup>(29)</sup>。むしろ、不連続に相對する二つの極の間を行き交うものとして、たとえば、昼から夜への変化が、一直線上での推移ではなく、二つの異なる世界の交替として体感されていたという<sup>(30)</sup>。

この見解を踏まえて、真木悠介氏は、人類社会の多様な時間表象のあり方を四つに類型化した<sup>(31)</sup>。リーチ氏が言う二極間を振動する反復的な時間、現代の一般的な認識である直線的な時間と円環的な時間、そして直線の中でも終末思想のように始点と終点が明確に意識されている線分的な時間の四つである。とりあえず、過去のある時点における時間認識を、現代のそれと変わらぬものと安易に想定すべきではないらしい<sup>(32)</sup>。

四つの類型の中で、徳政が巻き起こす時間の動きは、反復的な時間に該当するであろう。この場合、時間は過去と現在の二極を行き交うことになる。原動力は、時間の経過とともに磨滅するという徳の性質であった。したがって、これら二つの極を、有徳と不徳と言い換えることもできる。

過去のある時点で満ちていた徳が徐々に磨滅する中で、その状況を一新するに相応しい時機が到来したと認識した時(遷都・即位など)、あるいはもはや限界を迎えていることを認識させられた時(天変地異・怪異の発生)、世界を切り替える手段としての徳政が実行に移された。それによって、右肩下がりに悪化していた状況は一新され、出発点の徳に満ちた過去と同じ秩序が再び現出する。古代以来繰り返されてきた、このような時間の行き交いに身を委ねていた人々がとる姿勢として、勝俣氏が言う、目線の先には常に過去があり、結果として未来にいつでも背を向けている姿勢は相応しい。

鎌倉時代になり、二度の蒙古襲来を経て、経済的に困窮した御家人の救済に乗り出した幕府が、締結後一定の実績を積み上げてきた契約をも同じ時間の動きの中に置こうと企てた時、この姿勢に慣れ親しんでいた社会に、大きな抵抗感はなかった。この点は、冒頭に示した問いの③に関わるが、紙幅の都合があるので経緯の詳細については別稿で述べることにさせてほしい。ともかく、室町時代には、それが許されると経験を通して知った「土民」たちが、「徳政と号し」て<sup>(33)</sup> 債権放棄を強いるようになる。

中世の徳政をこのように位置づけるとして、一つ明確にしておくべきなのは、「公武徳政から私徳政や在地徳政が生れたのではなく、逆に私徳政・在地徳政の海の中に、公武徳政の島が浮かんでい」たという笠松の想定は、正しくないということである。一つの極に達した時間が、もう一つの極へと動くきっかけを作ることができたのは、第一義的には天皇であった。ここで「第一義」と言うのは、中世においては幕府にもその可能性があったという意味である。現象の根幹にあるのは、天皇の時間支配であって、由来が不明確な慣習などではない。「私徳政・在地徳政の海の中に、公武徳政の島が浮かんでい」たとは、現象の始期ではなく、あくまでも末期に当たる戦国時代の状況でしかないという新田一郎氏の見立て<sup>(34)</sup>

を支持する。

ところで、その徳政要求の盛り上がりは、室町時代に最高潮に達したものの、近世に持ち越されることはなかった。最後に、その要因について見通しを述べておく。おそらく鍵になるのは、現象を支えた時間認識の、契約という経済行為との相性である。二極間を反復するものとして時間を捉えることができるのは、その量としての側面ではなく、質としての側面を見ているからに他ならない。そのため、この時間認識は本来、事物を量で計る思考法との相性が悪い。真木氏も、ヘレニズム世界において質としての時間認識が消滅した契機の一つに貨幣の鑄造開始を挙げる。

とすれば、経済的に困窮する御家人たちを救わんとする鎌倉幕府に、契約破棄の方便として初めて利用された時点で、徳政の終わりは始まったと言えよう。御家人たちを救済すべき対象に変えた、発達を続ける貨幣経済の渦は、やがて「土民」たちをも呑み込む。そんな彼らが、徳政を求めて正長元年に最初の、嘉吉元（一四四一）年に二度目の蜂起をした時、徳政にまつわるしきたりは踏まえられていたように見える。これらは、ともに將軍の代替わりの年であり、それが徳政実施のきっかけたりうることを弁えての行動だったのは明らかである。しかし、時代が下ると、徐々に蜂起の背景が見えづらいう事例が増えていく。京周辺が慢性的に戦乱や飢饉に見舞われるようになっていたという事情もあって、行動を起こすに相応しい時機を選ぶ意識が徐々に失われていったのは間違いない。「私徳政・在地徳政の海の中に、公武徳政の島が浮かんでいる」様相を呈した時、そこで行われていたのは、古代から連続と続く、特定の時間認識に裏打ちされた徳政とは別の何かであった。徳政という言葉の意味が、もっぱら債権放棄・債務破棄に収斂する現象、あるいは新制の発令が室町時代前期で途絶える現象も、この変化と連続

して起こったはずである。

さらに、変化に拍車をかけたのが、室町幕府の思惑と行動であった。嘉吉元年の蜂起に依って初めて徳政令を発した幕府は、以降も度々発令を迫られることになる。しかし、発令が税源である金融業者を苦境に陥れ、結果として自らの損失につながることを学んだ幕府は、契約当事者に課金して発令を決定する（しない）という方法を編み出す。発令によって生じる損失を、受益者の負担で補填する企てであった。しかもその後、戦乱に巻き込まれた幕府は、軍事動員の見返りに発令を利用することまで始める<sup>(35)</sup>。発令主体自らが、都度の利益のために基準を曲げ続けたわけである。徳政が何たるかが見失われていくのは必然であった。戦乱の先に生まれた近世社会に、そのような不明確なものにする必要性は、もはや残っていないなかったのであろう。

（かたおか こうへい・北海学園大学人文学部准教授）

〔註〕

- (1) 国政党れいわ新選組は、「奨学金に苦しむ五五五万人の借金をチャラに」する「奨学金徳政令」を公約の一つに掲げる(傍点は、引用者による)。
- <https://reiuwa-shinsengumi.com/policy/> (閲覧：二〇二一年七月二五日)。
- (2) 中村吉治「土一揆研究」校倉書房、一九七四年、桑山浩然「徳政令と室町幕府財政」(同『室町幕府の政治と経済』吉川弘文館、二〇〇六年所収) など。
- (3) 瀬田勝哉「中世末期の在地徳政」(『史学雑誌』七七編九号、一九六八年所収)、阿部浩一「戦国期の徳政と地域社 会」(吉川弘文館、二〇〇一年)、黒田基樹「戦国期の債務と徳政」(校倉書房、二〇〇九年) など。
- (4) 以下、特に断らない限り、両氏の見解は、この両書による。
- (5) 折口信夫「古代人の思考の基礎」(折口博士記念会編『折口信夫全集第三卷 古代研究民俗学編』中央公論社、一九五五年所収)。傍線は、引用者による。
- (6) 黒田基樹「十五・十六世紀徳政論序説」(前掲註(3)) 黒田書所収、長谷川裕子「土豪の融通と在地徳政構造」(同『中世移行期における村の生存と土豪』校倉書房、二〇〇九年所収)、神田千里「訴訟としての土一揆」(同『戦国時代の自力と秩序』吉川弘文館、二〇一三年所収) など。
- (7) 笠松宏至「中世の政治社会思想」(同『日本中世法史論』東京大学出版会、一九七九年所収)。
- (8) 早島大祐「ものはもどるのか 中世の融通と徳政」(中世後期研究会編『室町・戦国期研究を読みなおす』思文閣出版、二〇〇七年所収)。
- (9) 勝俣鎮夫「地発と徳政一揆」(同『戦国法成立史論』東京大学出版会、一九七九年所収)。
- (10) 菅野文夫「中世における土地売買と質契約」(『史学雑誌』九三編九号、一九八四年所収)。
- (11) 井原今朝男「中世の借金事情」(吉川弘文館、二〇〇九年)・『日本中世債務史の研究』(東京大学出版会、二〇一一年)。
- (12) 井原今朝男「中世質経済の展開と徳政令」(同『中世日本の信用経済と徳政令』吉川弘文館、二〇一五年所収)。
- (13) 入間田宣夫「泰時の徳政」(同『百姓申状と起請文の世界 中世民衆の自立と連帯』東京大学出版会、一九八六年所収)。
- (14) 阿部浩一「戦国期徳政の事例検討」(前掲註(3)) 阿部書所収、榎原雅治「室町殿の徳政について」(『国立歴史研

- 俗博物館研究報告』一三〇集、二〇〇六年所収) など。
- (15) 勝俣鎮夫「バック トゥ ザ フューチャー 過去と向き合うということ」(同『中世社会の基層をさぐる』山川出版社、二〇一一年所収)。
- (16) すでに、前掲註(13) 入間田論文や阿部猛「徳政管見」(同『日本荘園史の研究』同成社、二〇〇五年所収) の指摘がある。
- (17) 東京大学史料編纂所編『大日本古文書 家わけ一七 大徳寺文書一』二八九六号「武庫西條八松田地手継券文」より。省略と傍線は、引用者による。
- (18) 『続日本紀』宝亀九年三月庚午条。
- (19) 『同右』天平一三(七四一)年九月乙卯条など。
- (20) 『同右』慶雲四(七〇七)年七月壬子条など。
- (21) 『同右』慶雲元(七〇四)年五月甲午条など。
- (22) 『同右』天平神護元(七六五)年正月己亥条。
- (23) 三浦周行「新制の研究」(同『日本史の研究』新輯一、岩波書店、一九八二年所収)、水戸部正男「公家新制の研究」(創文社、一九六一年)、佐々木文昭「中世公武新制の研究」(吉川弘文館、二〇〇八年) など。
- (24) 市沢哲「中世公家徳政の成立と展開」(同『日本中世公家政治史の研究』校倉書房、二〇一一年所収) の、前稿「公家徳政の成立と展開」(『ヒストリア』一〇九号、一九八五年所収) に対する自己批判は、この動向を象徴している。
- (25) 稲葉伸道「新制の研究 徳政との関連を中心に」(『史学雑誌』九六編一号、一九八七年所収)、佐々木文昭「平安中・後期の過差禁制」・「平安時代中・後期の公家新制」(ともに前掲註(23) 佐々木書所収) など。
- (26) 前掲註(23) 水戸部書。
- (27) 『兵範記』保元元(一一五六)年閏九月一八日条より。傍線は、引用者による。
- (28) 五味文彦「保元の乱の歴史的位置」(同『院政期社会の研究』山川出版社、一九八四年所収)。
- (29) エドモンド・リーチ「時間の象徴的表象に関する二つのエッセイ」一 クロヌスとクロノス」(同『人類学再考』思索社、一九九〇年所収、青木保ほか訳)。

- (30) 永藤靖『古代日本文学と時間意識』(未来社、一九七九年)は、『古事記』におけるアマテラスとツクヨミの関係を、この認識に基づいて理解すべきと提言する。
- (31) 真木悠介『時間の比較社会学』(岩波現代文庫、二〇〇三年)。以下、氏の見解は全て、本書による。
- (32) 桜井英治『歴史に法則性はあるのか 歴史と変化の理論』(東京大学教養学部歴史学部会編『東大連続講義 歴史学の思考法』岩波書店、二〇二〇年所収)は、そのことを前提に歴史認識論を展開している。
- (33) 『大乘院日記目録』第二 正長元年九月日条。
- (34) 新田一郎『中世社会の構造変化 「徳政令」の国制的位置』(同『日本中世の社会と法 国制史の変容』東京大学出版会、一九九五年所収)。
- (35) 室町幕府の発令意図は、前掲註(2) 桑山論文に詳しい。

(付記) 本稿は、北海学園学術研究助成をうけてなされた研究の成果の一部である。なお、着想の原点は、European Research Council Grant Advanced “Time In Medieval Japan” プロジェクトに参加したことにある。機会を与えていただいたことに感謝してこゝる。